

4 資 料 編

(1) 八戸地域広域市町村圏事務組合規約

(昭和46年 4 月 1 日県指令第1803号)

変更	昭和47年11月18日県指令第5695号	昭和49年 7 月18日県指令第4438号
	昭和53年 1 月17日県指令第122号	昭和55年10月29日県指令第5652号
	平成 3 年 2 月 1 日県指令第441号	平成 4 年 9 月 1 日県指令第3383号
	平成10年 3 月 6 日県指令第648号	平成11年 3 月 3 日県指令第685号
	平成12年 3 月30日県指令第1078号	平成16年 6 月15日県指令第1434号
	平成17年 3 月18日県指令第664号	平成17年10月31日県指令第2808号
	平成18年 1 月12日県指令第61号	平成19年 2 月15日県指令第301号
	平成20年 1 月10日県指令第32号	平成20年 3 月25日県指令第648号
	平成23年 1 月24日県指令第94号	平成25年 4 月 1 日県指令第906号
	平成29年 5 月22日県指令第1309号	

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第 2 条 組合は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係市町村に係る事務とする。

1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、 五戸町、田子町、 南部町、階上町、 新郷村、おいらせ 町
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	
3 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務	
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、 南部町（合併前の 福地村の区域に 限る。）
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務	
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づく事務	
7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づく事務	
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務	
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、八戸市内丸一丁目 1 番 1 号に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、30 人とし、関係市町村の組合議員の選出区分は、八戸市は 16 人とし、町村は各 2 人とする。

2 組合議員は、関係市町村の長（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 152 条の規定による長の職務代理者を含む。以下同じ。）及び関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により関係市町村の長が管理者又は副管理者に選任された当該関係市町村にあつては、その組合議員は、当該関係市町村の副市町村長又は当該関係市町村の長の指定する職員及び当該関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。ただし、関係市町村の長が管理者に選任された当該関係市町村にあつては、当該関係市町村の議会において選挙された議員のみをもって組合議員に充てることができるものとする。
- 4 組合議員の任期は、関係市町村の長、副市町村長又は議会の議員である者にあつては当該長、副市町村長又は議会の議員としての任期によるものとし、関係市町村の長の指定する職員である者にあつてはその指定の日からその指定を解かれる日までの期間とする。
- 5 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第6条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席組合議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市町村の長の互選による。ただし、副管理者のうち1人は、管理者の属する関係市町村の副市町村長を充てる。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町村の長又は副市町村長としての任期による。
- 4 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第9条 前条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置く。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、関係市町村の負担金、補助金、借入金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の関係市町村の負担金の負担割合は、組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条第2号に規定する事務は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年11月18日県指令第5695号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和49年7月18日県指令第4438号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和53年1月17日県指令第122号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年10月29日県指令第5652号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年2月1日県指令第441号）

1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

2 八戸地域広域市町村圏事務組合は、平成3年1月31日限り解散する八戸地区環境整備組合の事務を承継する。

附 則（平成4年9月1日県指令第3383号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年3月6日県指令第648号）

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月3日県指令第685号）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日県指令第1078号）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月15日県指令第1434号）

この規約は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日県指令第664号）

この規約は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年10月31日県指令第2808号）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年1月12日県指令第61号）

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年2月15日県指令第301号）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、変更前の第8条第1項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年1月10日県指令第32号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成20年3月25日県指令第648号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月24日県指令第94号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日県指令第906号）

この規約は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成29年5月22日県指令第1309号）

1 この規約中第1条及び次項の規定は平成29年11月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定の施行の日前に行われた八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する青森県からの助成金に相当する額の処分についての青森県の承認は、同条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合同規約第13条ただし書の青森県の承認とみなす。

(2) 議会議員名簿

(令和8年6月25日現在)

番号	市町村名	◎ 議長 ○ 副議長	氏名	備考
1	八戸市		土 嶺 直 樹	
2	八戸市		長 谷 川 ひろゆき	
3	八戸市		山 之 内 悠	
4	八戸市		吉 田 洸 龍	
5	八戸市		高 橋 正 人	
6	八戸市		間 盛 仁	
7	八戸市		苫 米 地 あ つ 子	
8	八戸市		三 浦 博 司	
9	八戸市	◎	石 橋 充 志	
10	八戸市		岡 田 英	
11	八戸市		小 屋 敷 孝	
12	八戸市		壬 生 八 十 博	
13	八戸市		上 条 幸 哉	
14	八戸市		坂 本 美 洋	
15	八戸市		寺 地 則 行	
16	八戸市		吉 田 淳 一	
17	三戸町		沼 澤 修 二	町 長
18	三戸町		山 田 将 之	
19	五戸町		川 村 豊	
20	五戸町		川 崎 七 洋	
21	田子町		山 本 晴 美	町 長
22	田子町		尾 形 憲 男	
23	南部町		工 藤 祐 直	町 長
24	南部町		中 舘 文 雄	
25	階上町		荒 谷 憲 輝	町 長
26	階上町		林 貢	
27	新郷村		佐 藤 和 友	村 長
28	新郷村		滝 沢 仁	
29	おいらせ町		齋 藤 直 樹	副町長
30	おいらせ町	○	平 野 敏 彦	

(3) 組合の財政

① 令和8年度当初予算

ア 一般会計予算

(歳入)

(単位：千円)

款	8年度	7年度	比較	構成比 (%)
1 分担金及び負担金	7,315,789	6,937,400	378,389	80.1
2 使用料及び手数料	233,526	241,857	△8,331	2.6
3 国庫支出金	151,665	1,066	150,599	1.7
4 財産収入	146,029	132,495	13,534	1.6
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	66,690	61,081	5,609	0.7
7 組合債	1,213,300	1,072,100	141,200	13.3
歳入合計	9,127,000	8,446,000	681,000	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	8 年度	7 年度	比較	8 年度の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	12,759	11,653	1,106				12,759	0.1
2 総 務 費	8,667	9,808	△1,141				8,667	0.1
3 民 生 費	105,834	93,412	12,422			34	105,800	1.2
4 衛 生 費	3,287,498	2,891,050	396,448	151,665	739,900	384,334	2,011,599	36.0
し尿処理費	533,363	570,590	△37,227		122,000	1,599	409,764	
塵芥処理費	2,059,324	1,618,953	440,371	151,665	432,300	220,632	1,254,727	
リサイクルプラザ 管理運営費	694,811	701,507	△6,696		185,600	162,103	347,108	
5 消 防 費	5,040,383	4,763,256	277,127		473,400	61,820	4,505,163	55.2
6 公 債 費	670,859	675,821	△4,962			216,826	454,033	7.4
7 予 備 費	1,000	1,000	0				1,000	0.0
歳出合計	9,127,000	8,446,000	681,000	151,665	1,213,300	663,014	7,099,021	100.0

イ 八戸市消防団等受託事務特別予算

(歳入)

(単位：千円)

款	8年度	7年度	比較	構成比 (%)
1 市 支 出 金	251,506	249,871	1,635	77.9
2 繰 越 金	1	1	0	0.0
3 諸 収 入	55,693	54,302	1,391	17.2
4 組 合 債	15,800	51,000	△35,200	4.9
(国 庫 支 出 金)	0	1,826	△1,826	
歳 入 合 計	323,000	357,000	△34,000	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	8 年度	7 年度	比較	8 年度の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県支出金	地方債	その他		
1 消 防 費	312,865	345,898	△33,033		15,800	55,693	241,372	96.9
2 公 債 費	10,135	11,102	△967				10,135	3.1
歳出合計	323,000	357,000	△34,000		15,800	55,693	251,507	100.0

② 過去の決算状況（令和7年度は3月補正後の予算額）

ア 一般会計決算

（歳入）

（単位：円）

款	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 分担金及び負担金	5,963,852,000	6,120,503,000	6,310,107,000	6,750,519,000	6,881,431,000
2 使用料及び手数料	269,180,304	261,028,041	255,543,944	252,537,106	238,434,000
3 国庫支出金					1,066,000
4 財産収入	123,985,695	161,326,751	139,180,337	160,059,605	135,512,000
5 繰越金	318,155,288	198,065,673	265,830,423	155,778,961	205,466,000
6 諸収入	93,805,401	127,140,136	89,780,148	99,719,492	67,847,000
7 組合債	626,800,000	340,400,000	1,016,400,000	870,400,000	933,900,000
8 県支出金			1,382,000		
歳入合計	7,395,778,688	7,208,463,601	8,078,223,852	8,289,014,164	8,463,656,000

（歳出）

（単位：円）

款	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 議会費	9,090,989	9,620,109	10,151,121	9,889,614	12,614,000
2 総務費	7,291,585	7,075,521	7,685,925	7,292,435	10,036,000
3 民生費	87,221,476	84,894,198	86,227,065	85,845,908	89,685,000
4 衛生費	2,443,694,849	2,319,655,162	2,679,857,368	2,698,823,642	2,806,021,000
し尿処理費	453,503,224	401,273,332	535,063,566	401,676,953	582,714,000
塵芥処理費	1,495,937,692	1,420,772,309	1,616,729,099	1,714,402,241	1,629,051,000
リサイクルプラザ管理運営費	494,253,933	497,609,521	528,064,703	582,744,448	594,256,000
5 消防費	4,083,674,371	3,893,127,144	4,467,061,522	4,603,849,971	4,868,556,000
6 公債費	566,739,745	628,261,044	671,461,890	677,846,168	675,744,000
7 予備費					1,000,000
歳出合計	7,197,713,015	6,942,633,178	7,922,444,891	8,083,547,738	8,463,656,000

イ 八戸市消防団等受託事務特別会計決算

(歳入)

(単位：円)

款	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 国庫支出金					0
2 市支出金	229,984,000	272,125,000	255,113,000	260,847,000	235,109,000
3 繰越金	15,381,767	8,534,284	18,337,435	7,637,186	21,155,000
4 諸収入	34,018,482	55,338,275	48,864,693	51,798,758	54,377,000
5 組合債	12,900,000	10,300,000	23,300,000	15,200,000	49,300,000
歳入合計	292,284,249	346,297,559	345,655,128	335,482,944	359,941,000

(歳出)

(単位：円)

款	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1 消防費	272,691,594	314,583,667	325,207,030	303,161,229	349,266,000
2 公債費	11,058,371	13,336,457	12,810,912	11,166,401	10,675,000
歳出合計	283,749,965	327,920,124	338,017,942	314,327,630	359,941,000

(4) 組合のあゆみ

西 暦	和 暦	事 業 等
1969	昭和44	7.23 八戸地域広域市町村圏の指定を受ける（自治省）
1970	45	3.28 八戸地域広域市町村圏計画を策定
1971	46	4.1 八戸地域広域市町村圏事務組合発足 事務局を八戸市庁舎内に設置 東京事務所を設置 7.1 広域消防事務の開始 八戸市消防団事務を受託 事務局を消防本部庁舎に移転
1973	48	11.1 特別消防隊設置
1974	49	7.18 特別養護老人ホームの共同処理事務を開始 特別養護老人ホーム着工
1975	50	3.25 特別養護老人ホーム「やくら荘」竣工 4.21 特別養護老人ホーム「やくら荘」業務開始
1976	51	2.18 八戸地域広域市町村圏振興整備構想研究報告書を策定
1978	53	4.7 消防本部に特別救助隊設置 12.21 第2次八戸地域広域市町村圏計画を策定
1980	55	3.27 新八戸地域広域市町村圏計画を策定 12.28 事務局を八戸市新庁舎に移転
1981	56	4.1 東京事務所を八戸市に移管
1982	57	7.1 八戸、八戸東、三戸、五戸署の4署に特別救助隊設置
1984	59	12.25 自治省の「地域経済活性化対策推進地域」に選定される
1985	60	4.30 八戸地域経済活性化計画を策定 9.19 新八戸地域広域市町村圏計画後期基本計画を策定
1986	61	1.28 消防救急指令管制システムを設置 4.1 国際消防救助隊を設置
1990	平成2	3.8 自治省の「新地域経済活性化対策推進地域」に選定される 6.22 新八戸地域経済活性化計画を策定 12.20 自治省の「ふるさと市町村圏」に選定される
1991	3	2.1 し尿処理業務の開始（同年1月31日に解散した、八戸地区環境整備組合を統合し業務を引き継ぐ。） 2.15 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を造成（同年5月と5億円ずつ造成） 3.26 八戸地域ふるさと市町村圏計画を策定
1992	4	9.1 ごみ焼却施設の共同処理事務開始
1993	5	1.11 事務局を八戸地域地場産業振興センターに移転 3.22 八戸環境クリーンセンター第2処理場竣工
1994	6	3.18 八戸環境クリーンセンター管理棟竣工
1995	7	3.31 百石清掃工場を廃止 4.1 （仮称）新清掃工場を八戸清掃工場第一工場に、櫛引清掃工場を八戸清掃工場第二工場に名称変更 7.6 自治省の「地域経済基盤強化対策推進地域」に選定される 9.1 八戸清掃工場第一工場稼働開始
1996	8	3.15 八戸地域ふるさと市町村圏後期計画策定 3.26 八戸地域広域事務組合行政改革大綱策定 7.1 八戸清掃工場第一工場竣工
1997	9	4.1 消防本部、旧八戸圏域水道企業団庁舎に移転 11.1 八戸市防災コミュニティセンター管理事務を受託

西 暦	和 暦	事 業 等
1998	平成10	4.1 リサイクルプラザの設置及び管理運営業務の共同処理開始 7.15 自治省の「新地域経済基盤強化対策推進地域」に選定される 12.25 議会に事務局を設置
1999	11	4.1 介護認定審査会に関する事務の共同処理開始 6.10 国土庁計画・調整局の「地域戦略プラン」に認定される 10.1 介護認定審査会を設置
2000	12	4.1 液化石油ガス設置工事の届出の受理に関する事務の開始 八戸北消防署を設置 八戸リサイクルプラザ起動
2001	13	3.26 第2次八戸地域ふるさと市町村圏計画策定 6.14 総務省の「新地域経済基盤強化対策推進地域」に選定される 10.26 組合創立30周年記念式典
2004	16	7.1 五戸町が倉石村を編入合併したことにより構成市町村が12となる 9.7 総務省の「地域経済活性化対策推進地域」に認定される
2005	17	3.31 八戸市が南郷村を編入合併したことにより構成市町村が11となる
2006	18	1.1 名川町、南部町及び福地村が新たに南部町（なんぶちょう）を新設 合併したことにより構成市町村が9となる 3.1 百石町及び下田町が新たにおいらせ町を新設合併したことにより構成市町村が8となる 3.22 第2次八戸地域ふるさと市町村圏計画（前期）基本計画の終了年度を17年度から18年度へ1年延長
2007	19	3.26 第2次八戸地域ふるさと市町村圏計画（前期）基本計画の終了年度を18年度から19年度へ1年延長 8.31 特定地域経済活性化対策推進地域（第2次）に選定される
2008	20	3.26 第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画策定 4.1 八戸市から火薬類取締法に基づく事務を受託
2009	21	4.1 五戸町及び階上町から火薬類取締法に基づく事務を受託
2010	22	4.1 南部町から火薬類取締法に基づく事務を受託 8.21 地域力創造推進地域に選定される
2011	23	4.1 特別養護老人ホームやくら荘を社会福祉法人ファミリーへ移譲 おいらせ町から火薬類取締法に基づく事務を受託 8.27 組合設立40周年記念式典 11.25 消防本部・八戸消防署新庁舎竣工（同年12.25移転）
2012	24	1.1 八戸北消防署の名称をおいらせ消防署に変更 3.8 高機能消防指令センターの運用を開始 4.1 三戸町・田子町・新郷村から火薬類取締法に基づく事務を受託 事務局を八戸市庁に移転し、健康部介護認定審査課を新設
2013	25	4.1 八戸消防署に救助専任の特別救助隊を設置
2014	26	4.1 八戸市馬淵川水防センター管理事務を受託
2015	27	3.23 おいらせ消防署北分遣所新庁舎竣工（同年4.1業務開始）
2017	29	1.1 八戸市の中核市移行に伴い八戸消防署の特別救助隊を高度救助隊に昇格 4.1 八戸東消防署、三戸消防署に特別救助隊を設置
2018	30	3.31 第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画の計画期間満了 広域活動計画に基づくソフト事業の終了 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を廃止 7.23 五戸消防署新庁舎竣工（同年7.31移転）
2019	令和元	7.2 五戸消防署西分遣所新庁舎竣工（同年7.10移転）
2021	3	4.1 組合設立50周年（記念誌「50年のあゆみ」を発行）

(5) 構成市町村の人口等 (国勢調査)

市 町 村	国 勢 調 査 人 口 (人)							令和2年国勢調査就労人口 (人、(%))		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年 (速報値)	第1次産業	第2次産業	第3次産業
八 戸 市	242,654	241,920	244,700	237,615	231,257	223,415	205,136	3,182 (3.1)	23,408 (22.4)	77,724 (74.5)
(南郷村)	6,704	6,688	—	—	—	—	—	—	—	—
三 戸 町	13,740	13,223	12,261	11,299	10,135	9,082	8,000	1,353 (29.7)	872 (19.2)	2,324 (51.1)
五 戸 町	18,214	17,850	20,138	18,712	17,433	16,042	14,335	1,789 (21.0)	2,222 (26.1)	4,500 (52.9)
(倉石村)	3,452	3,468	—	—	—	—	—	—	—	—
田 子 町	7,681	7,288	6,883	6,175	5,554	4,968	4,347	959 (35.1)	616 (22.5)	1,157 (42.3)
南 部 町	—	—	21,552	19,853	18,312	16,809	15,184	2,014 (22.9)	1,932 (22.0)	4,840 (55.1)
(名川町)	9,871	9,250	—	—	—	—	—	—	—	—
(南部町)	6,344	6,104	—	—	—	—	—	—	—	—
(福地村)	6,826	7,242	—	—	—	—	—	—	—	—
階 上 町	14,428	15,618	15,356	14,699	14,025	13,496	12,216	534 (8.6)	1,857 (30.0)	3,804 (61.4)
新 郷 村	3,498	3,343	3,143	2,851	2,509	2,197	1,849	594 (47.1)	217 (17.2)	451 (35.7)
おいらせ町	—	—	24,172	24,211	24,222	24,273	23,688	1,015 (8.4)	3,403 (28.0)	7,734 (63.6)
(百石町)	9,931	10,109	—	—	—	—	—	—	—	—
(下田町)	11,100	13,111	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	354,443	355,214	348,205	335,415	323,447	310,282	284,755	—	—	—

※ 産業分類には、他に分類不能の産業がある。

(6) 構成市町村の他の一部事務組合設置状況等

① 他の一部事務組合設置状況

組合名	設置年月日	構成市町村								圏域外市町村
		八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町	
三戸地区環境整備事務組合	S39. 4. 10		○		○	○				
田子高原広域事務組合	S53. 7. 1		○	○	○	○		○		
八戸圏域水道企業団	S61. 1. 24	○	○	○		○	○		○	六戸町

② 圏域外一部事務組合への加入状況

組合名	設置年月日	構成市町村								圏域外市町村
		八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町	
上北地方教育・福祉事務組合	S48. 4. 18								○	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
十和田地域広域事務組合	S47. 9. 1			○				○	○	十和田市、六戸町

